

大田市告示第184号

大田市持続可能なまちづくり推進事業総合交付金交付要綱（平成30年大田市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月26日

大田市長 楫野弘和

第2条第1号中「区域」の次に「及び複数のまちづくりセンターエリアで協働に取り組む区域」を加え、同条第2号中「認めたもの」の次に「。ただし、複数のまちづくりセンターエリアで協働に取り組む区域にあっては、当該エリアのまちづくりセンター長全員が適当と認めたもの」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 交付の対象となる活動等	2 交付対象となるもの	3 交付限度額	4 対象経費
①地域ビジョンに基づく、「持続可能なまちづくり」に向けた取組み（仕組みづくりのための、調査、試行等を含む。）として、「生活機能の確保」、「生活交通の確保」、「地域産業の振興」、「定	地域運営組織	100万円を限度とし、交付額は千円（千円未満は切捨て）単位とする。	左の活動に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。 （1）地域運営組織の職員にかかる人件費、賃金等 （2）食糧費（活動に必要と認められるものを除く。）

<p>住対策の促進」に取り組んでいくもの</p> <p>②①の実施のために必要となる施設・設備等の修繕・改修、車両及び設備の取得</p> <p>③複数のまちづくりセンターエリアで協働に取り組む区域にあっては、①②についてエリア全体で取り組むものに限る</p>		<p>(3) 地域運営組織の運営に要する経費</p> <p>(4) 出資、出損及び貸付に要する経費</p> <p>(5) 事務費。ただし、市と協議の上で活動に必要と認められる経費を除く。</p> <p>(6) 車両購入に伴う公課費(自動車税、自動車取得税、自動車重量税等)</p> <p>(7) その他市長が不相当と認める経費</p>
---	--	---

附 則

この告示は、令和6年12月26日から施行する。